経営健全化(資金不足比率)審査意見

旭 監 第 ２ ７ 号
令 和 ８ 年 ７ 月 ３ 日

旭市長　米 本 弥 一 郎　　様

旭市監査委員　　木 村 哲 三
旭市監査委員　　宮 内 敏 之
旭市監査委員　　木 内 欽 市

令和７年度旭市公営企業会計の経営健全化(資金不足比率)
審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、審査に付された令和７年度旭市公営企業会計（水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計）の資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類について、それぞれ審査したので、次のとおりその意見を提出します。

目　　次

経営健全化（資金不足比率）審査意見
第１　審査の対象 ……161
第２　審査の期間 ……161
第３　審査の方法 ……161
第４　審査の結果 ……161
第５　審査の概要 ……161

旭市水道事業会計 ……162
旭市公共下水道事業会計 ……162
旭市農業集落排水事業会計 ……162

経営健全化(資金不足比率)審査意見

第１　審査の対象

令和７年度　旭市水道事業会計

令和７年度　旭市公共下水道事業会計

令和７年度　旭市農業集落排水事業会計

上記の会計に係る資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類

第２　審査の期間

公営企業　　令和８年５月19日から令和８年７月３日まで

第３　審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第４　審査の結果

審査に付された各事業の資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第５　審査の概要

各事業の資金不足比率等の概要と意見は次のとおりである。

旭市水道事業会計

比　率　名	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	令 和 3 年 度	経営健全化基準
資金不足比率	－ （資金剰余305.1%）	－ （資金剰余310.9%）	－ （資金剰余300.3%）	－ （資金剰余288.2%）	－ （資金剰余273.6%）	20.0%

令和 7 年度決算において資金不足額は生じていないため、比率は算出されず、特に指摘すべき事項はない。短期的債務（1 年以内に期日が到来する債務）に対する支払能力を示す指標である流動比率についても、1,128.8%と流動資産が流動負債を大きく上回っており、良好な比率となっている。

旭市公共下水道事業会計

比　率　名	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	令 和 3 年 度	経営健全化基準
資金不足比率	－ （資金剰余210.2%）	－ （資金剰余191.6%）	－ （資金剰余172.6%）	－ （資金剰余152.4%）	－ （資金剰余151.0%）	20.0%

令和 7 年度決算において資金不足額は生じていないため、比率は算出されず、特に指摘すべき事項はない。なお、令和 2 年度から地方公営企業法が適用され、公営企業会計に移行したため、令和元年度以前は、資金不足（剰余）比率を算定していない。

旭市農業集落排水事業会計

比　率　名	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	令 和 3 年 度	経営健全化基準
資金不足比率	－ （資金剰余390.4%）	－ （資金剰余360.0%）	－ （資金剰余238.0%）	－ （資金剰余200.2%）	－ （資金剰余168.9%）	20.0%

令和 7 年度決算において資金不足額は生じていないため、比率は算出されず、特に指摘すべき事項はない。なお、令和 2 年度から地方公営企業法が適用され、公営企業会計に移行したため、令和元年度以前は、資金不足（剰余）比率を算定していない。